					1-1 正社」	貝化コース		1 光樹拉佐 0 本番相印 6	2. 0. lik (
 転換 	・直接雇用	目制度規定年月日・種類	(該当する番号を○	で囲む)	平成	年 月	E I	1 労働協約 ・ 2 就業規則 ・ 3 ※周知の方法(掲示・配付・イン	
【措置の	内容が多	様な正社員(勤務地限分	官正社員、職務限	定正社員、知	短時間正社員)への	り転換または直	1接雇用の場合	のみ記入】	
② 制度の	の種類(該	当する番号を○で囲む)			1	勤務地限定正	2 職務限定正社員制度 ・	3 短時間正社員制度	
③ 雇用日	区分の規定	三年月日・種類 (該当する	番号を○で囲む)		平成	年 月	目 1	1 労働協約 ・ 2 就業規則	
4	番号	氏名	年齢 母等	若者	 (造		措置 /		
41	1		1 111 17 1		1. 有期 -	→ 正規			. 無期 → 正規
対	1				4. 有期 - 1. 有期 -	→ 多様な正社員→ 正担			. 多様な正社員 → 正規. 無期 → 正規
象	2					ー			. 多様な正社員 → 正規
労	3				1. 有期 -	→ 正規 → 多様な正社員			無期 → 正規多様な正社員 → 正規
働	4				1. 有期 -				. 無期 → 正規
者	-1				4. 有期 - 1. 有期 -	→ 多様な正社員→ 正担			. 多様な正社員 → 正規. 無期 → 正規
	5					→ 교 ペ → 多様な正社員			. 多様な正社員 → 正規
※3 対象労(注)⑤雇月	労働者につり 対象労働者 同一の対象 の母子家庭の 日する労働)母等の加算の適用を受ける 動者を他の雇用形態に転 と」の場合、本助成金の支	照した場合は、派法のの、以下の措置に 母子家庭の母等の加算 ことができる場合 換する制度につい 給を受けることが	世の欄に○を 内容に該当する 草の適用を受け いて、継続し	記入してください。 場合は○を記入しない 、その後「無期→多様 、て運用しており、	でください。 はな正社員」の母子	子家庭の母等の加拿 る労働者本人の	京の適用を受けた場合で、今回の支給申請 の同意に基づき運用しているか。 場合は、支給した助成金の全部	において「多様な正社員→正規」
	または一	部を返還していただきます 	Γ,						
⑥ 支給日	申請額	□ 中小企業	Ě □ 大企業		主たる事業			同年度中における正社員化コー の支給申請の有無	コ 有 口 無
	期→正規 対象労働者	<u>†</u>	反給単価 □ Δ ★ 0.0 → □ □	支	A 給申請額(A)	うち母等	等または若者に係		支給申請額 (B)
		人 × 口光:	小企業 60万円 企業 45万円		円	うち派道	豊直接雇用に係る人		支給申請額 (C)
うち	15~34才	人 35~44才	人 45才以	上	うち派遣労働者	を直接雇用した数		うち 15~34才 人 35~44才	人 45才以上
	期→無期 対象労働者		 反給単価	支	(A申請額 (D)	うち母等	等または若者に係	る加算	支給申請額 (E)
		」、 口中	小企業 30万円 企業 22.5万円	=	円		人		円 円
うち	15~34才	人 35~44才	人 45才以	Ь <u> </u> Л	うち派遣労働者	を直接雇用した数	ī	うち 15~34才 人 35~44才	人 45才以上
	期→正規 対象労働者		 反給単価	支	(給申請額 (F)	「うち母等	等または若者に係	ろ加篁	支給申請額(G)
Γ	7/1 8/2 / 3 83 L	人 文 □中/	小企業 30万円 企業 22.5万円	=	円		人豊直接雇用に係る	× 1人あたりの加算額 5万円	
L							人	× 1人あたりの加算額 30万円	H = H
うち	15~34才	人 35~44才	人 45才以	上	うち派遣労働者	を直接雇用した数	ī	うち 15~34才 人 35~44才	人 45才以上
		な正社員>	で給単価	±	〔給申請額(I)	[5 ± 101 A	(r) 上 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	or tun feets	 支給申請額(J)
	対象労働者	<u></u>	(和中間		和中前領(1)	りち母等	等または若者に係		
		人 × □中/□大	小企業 40万円 企業 30万円	=	円	うち派が	豊直接雇用に係る	加算	支給申請額 (K)
						L	人	× 1人あたりの加算額 15万円	円 円
うち	15~34才	人 35~44才	人 45才以	上	うち派遣労働者	を直接雇用した数	, T	うち 15~34才 人 35~44才	人 45才以上
		な正社員>	-4A 124 /m	-	-60 th =± ## (x)	Г		- 1.4	+ (A th = ± doz (3 s)
Г	対象労働者	<u> </u>	 	文	(給申請額(L)	うち母等	等または若者に係	る加算 × 1人あたりの加算額 5万円	支給申請額(M) 日 =
			小企業 10万円 企業 7.5万円	=	円	うち派遣	貴直接雇用に係る 人		支給申請額(N)
うち	15~34才	人 35~44才	人 45才以	上	うち派遣労働者	を直接雇用した数		うち 15~34才 人 35~44才	人 45才以上
		員→正規>				_			
Γ	対象労働者		反給単価 小企業 20万円 企業 15万円	= 支	給申請額(O) 円	うち 母 等	等または若者に係	る加算 × 1人あたりの加算額 5万円	支給申請額 (P)
うち	15~34才	人 35~44才	人 45才以	上		_ -			<u> </u>
	L				場合の加質 (対象性	分働者が 4 またけ	t5に該当する#		
**************************************	فرملوا ملدت وردم	支	元 兵間及を がた 反給単価 小企業 10万円		(給申請額(Q)	. po u n 1 0 1 - 10	- 1=10-1 / 2/2	/H - ///	
p			小企業 10万円 企業 7.5万円	=	円				
	∽中華 △	. きし 物で ・ / ・ 〉 ・ / ー 〉 ・ / -		_>	>	······································		>>	г

正社員化コースを行った場合、対象労働者に対して転換後または直接雇用後6か月分(通常の勤務をした日数が11日未満の月は除く)の賃金(時間外手当等を含む。)を支給し た目の翌日から起篁して2か月以内に申請してください

記入上の注章

この様式は、次の点に注意して記入してください。

- ①欄は、転換または直接雇用の制度を規定した年月日などについて記入してください。
- ②及び③欄は、措置内容が多様な正社員への転換または直接雇用の場合のみ記入してください。
 - ②欄は、多様な正社員に係る制度の種類を記入してください。
 - ③欄は、多様な正社員に係る雇用区分を規定した年月日などについて記入してください。
- ④欄は、対象労働者について記入してください。「年齢」欄は転換日または直接雇用日における年齢を記入してください。「措置内容」欄は当該対象労働者に対して講じた措置のうち該当するものを○で囲んでください。 なお、対象労働者の詳細については、別添様式1−2に記入し併せて提出してください。
- ⑤欄は、措置を講じた事業所において、雇 て運用しているかについて記入してください。 雇用する労働者を他の雇用形態に転換する制度について、継続して運用しており、その対象となる労働者本人の同意に基づく制度とし
- ⑥欄は、支給申請額およびそれに関係する事項等について記入してください。

添付書類

正社員化コースの支給申請を行う場合は、支給申請書(様式第7号)、本様式(別添様式1-1)および正社員化コース対象労働者詳細(別添様式1-2)に、次の書類((原 本または写し)を添付してください。

1 共通

- 管轄労働局長の確認を受けたキャリアアップ計画書
- 転換制度または直接雇用制度が規定されている労働協約または就業規則その他これに準じるもの
- ハ 転換後または直接雇用後に対象労働者が適用されている労働協約または就業規則(ロと同じ場合を除きます。)
- (多様な正社員への転換または直接雇用、多様な正社員から正規雇用労働者への転換の場合)多様な正社員制度のうち、当該雇用区分が規定されている労働協約または就業規則(口と同じである場合を除きます。)
- (多様な正社員への転換または直接雇用、多様な正社員から正規雇用労働者への転換の場合) 正規雇用労働者に適用されている労働協約または就業規則(ロと同じである 場合を除きます。)
- (多様な正社員への転換または直接雇用、多様な正社員から正規雇用労働者への転換の場合)転換日または直接雇用日に雇用されていた正規雇用労働者の雇用契約書また は労働条件通知書等(船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含みます。)労働条件が確認できる書類
- 対象労働者の転換前または直接雇用前及び転換後または直接雇用後の雇用契約書または労働条件通知書等(船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならな い書面を含みます。) 労働条件が確認できる書類
- 対象労働者の賃金台帳または船員法第58条の2に定める報酬支払簿(対象労働者について、転換前6か月分(転換日の前日から6か月前の日(有期実習型訓練修了者については有期実習型訓練の開始日)までの賃金に係る分)および転換後6か月分(転換日から6か月経過する日までの賃金に係る分)または直接雇用後6か月分(直接雇用を開始した日から6か月経過する日までの賃金に係る分))
- 対象労働者の出動簿、タイムカードまたは船員法第67条に定める記録簿等出動状況が確認できる書類(対象労働者について、転換前6か月分(有期実習型訓練修了者につ いては有期実習型訓練の開始目から転換日の前目までの分) および転換後6か月分または直接雇用後6か月分)
- ヌ 中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類 a 企業の資本の額または出資の総額により中小企業事業主に該当する場合 登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類等

 - 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合 事業所確認表 (様式第8号)
 - なお、中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業(飲食業を含む)	資本額又は出資額が	ぶ5,000万円以下、	または常時	福用する労働	者の数が50人以下
サービス業	II	5,000万円以下、	または	11	100人以下
卸売業	"	1億円以下、	または	11	100人以下
その他	"	3億円以下、	または	"	300人以下

- 若者雇用促進法に基づく認定事業主についての35歳未満の者の転換または直接雇用に係る支給額の適用を受ける場合は、若者雇用促進法に基づく認定事業主に係る基準適 合事業主認定通知書及び基準適合事業主認定申請書
- 対象労働者に母子家庭の母等が含まれる場合は、次の a から f までのいずれかに該当する書類その他母子家庭の母等である支給対象者の氏名および当該者が母子家庭の母等 であることが確認できるもの
 - a 国民年金法第37条に基づき遺族基礎年金の支給を受けている者が所持する国民年金証書
 - b 児童扶養手当法第4条に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証明する書類
 - c 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条に基づき母子福祉資金貸付金の貸付を受けている者が所持する貸付決定通知書
 - 日本国有鉄道改革法第6条第2項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長または社会福祉事務所(社会福祉法第3章に規定す る福祉に関する事務所をいう。)長が発行する特定者資格証明書
 - e 市区町村長、社会福祉事務所長、民生委員等が母子家庭の母等であることを証明する書類
 - f 住民票及び母子家庭の母等申立書 (aからeまでにより難い場合に限ります。)
- 対象労働者に父子家庭の父が含まれる場合は、次の a から c までのいずれかに該当する書類その他父子家庭の父である支給対象者の氏名および当該者が父子家庭の父であることが確認できるもの
 - a 児童扶養手当法第4条に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証明する書類
 - 日本国有鉄道改革法第6条第2項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長または社会福祉事務所(社会福祉法第3章に規定す る福祉に関する事務所をいう。) 長が発行する特定者資格証明書
 - c 市区町村長、社会福祉事務所長が児童扶養手当の支給を受けている父子家庭の父であることを証明する書類
- 勤務地限定正社員制度または職務限定正社員制度を新たに規定した場合の加算の適用を受ける場合にあっては、次のa及びbの書類
 - a ニに加え、当該雇用区分の規定前の労働協約又は就業規則
 - b ロに加え、当該転換制度の規定前の労働協約又は就業規則その他これに準ずるもの(カのaと同じである場合を除きます。)
- 2 派遣労働者を正規雇用労働者又は無期雇用労働者として直接雇用する場合は、次の書類(原本または写し)も併せて添付してください。
 - イ 直接雇用前の労働者派遣契約書
 - 口派遣先管理台帳
 - ・なお、事業所等における派遣労働者の数と当該派遣先が雇用する労働者の数を加えた数が5人以下のときについては、派遣先管理台帳を作成および記載することを要しないこととされている(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第35条第3項)ため提出は不要です。)

申請にあたっての留意点

- 1 事業主が支給申請書(様式第7号(第2面)) に記載している要件のほか、次のいずれかの要件に該当する場合は、正社員化コースは支給されません。
 - 正規雇用等への転換または直接雇用(以下「転換等」といいます。)を行った日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換等を行った事 美所において、雇用保険被保険者(雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除きます。)を解雇(天災 業所において、 その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除きます。)等事業主の都合により離職させた事業主
 - 3 当該転換等を行った日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換等を行った事業所において、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受 給資格者となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aに区分される離職理由により離職した者(以下「特定受給資格離職者」といいます。)として同法第13条に規定する受給 資格の決定が行われたものの数を、当該事業所における当該転換等を行った日における雇用保険被保険者数で除した割合が6%を超えている(特定受給資格者として当該受給 資格の決定が行われたものの数が3人以下である場合を除きます。) 事業主
- 2 助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧いただき、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。

【人材育成コースの申請】

正社員化コースの対象労働者に人材育成コース(有期実習型訓練)を修了した対象労働者が含まれる場合、有期実習型訓練修了者に対する経費助成が申請できます。